

建政 ー 1721
令和7年1月28日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長
(公印省略)

指名の基準に関する運用基準について等の一部改正について（通知）

建設業法施行令の一部改正に伴い、別添のとおり要綱等の一部を改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課
建設業チーム
TEL. 018-860-2425

指名の基準に関する運用基準についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 建設業許可の状況について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下請負に付される下請負代金の総額が、<u>5,000万円</u>（建築一式にあっては<u>8,000万円</u>）以上と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>(ロ)～(ル) 略</p>	<p>7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 建設業許可の状況について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下請負に付される下請負代金の総額が、<u>4,500万円</u>（建築一式にあっては<u>7,000万円</u>）以上と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>(ロ)～(ル) 略</p>

附 則

- 1 この通知は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の指名の基準に関する運用基準についての規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

解体工事の発注に当たっての留意事項の一部改正 新旧対照表

新			旧		
2 配置予定技術者について (1) 略 (2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工 作物又は建築物を解体する工事 次の表のとおりとする。			2 配置予定技術者について (1) 略 (2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工 作物又は建築物を解体する工事 次の表のとおりとする。		
請負対応額	配置予定技術者	工事での役割	請負対応額	配置予定技術者	工事での役割
4,500万円 未満	解体工事業に対 応する資格を有 する者	専任を要し ない主任技 術者	4,000万円 未満	解体工事業に対 応する資格を有 する者	専任を要し ない主任技 術者
4,500万円 以上8,000 万円未満	1級土木施工管 理技士、2級土 木施工管理技士 (土木)、1級 建築施工管理技 士、2級建築施 工管理技士(建 築又は躯体)又 は解体工事施工 技士のいずれか の資格を有する 者	専任を要す る主任技術 者	4,000万円 以上8,000 万円未満	1級土木施工管 理技士、2級土 木施工管理技士 (土木)、1級 建築施工管理技 士、2級建築施 工管理技士(建 築又は躯体)又 は解体工事施工 技士のいずれか の資格を有する 者	専任を要す る主任技術 者
略	略	略	略	略	略

附 則

- この通知は、令和7年2月1日から施行する。
- この通知による改正後の規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第4条関係</p> <p>1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負対応額が3億円未満である工事</p> <p>① 建設業法第3条に規定する営業所の所在地</p> <p>② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が8,000万円以上である場合又は元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事にあつては、<u>8,000万円</u>）以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。</p> <p>③ 当該工事における配置予定技術者の資格</p> <p>④ その他当該工事に関して必要と認められる事項</p> <p>なお、特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要があるものにあつては、必要に応じ次の要件を追加することができる。</p> <p>⑤ 当該工事と同種の工事の施工実績</p> <p>⑥ 当該工事における配置予定技術者の工事経歴</p> <p>2～3 略</p> <p>第14条関係</p> <p>1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書の<u>原本又は写し</u>を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（別記様式）の<u>原本又は写し</u>を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>第4条関係</p> <p>1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負対応額が3億円未満である工事</p> <p>① 建設業法第3条に規定する営業所の所在地</p> <p>② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が8,000万円以上である場合又は元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事にあつては、<u>7,000万円</u>）以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。</p> <p>③ 当該工事における配置予定技術者の資格</p> <p>④ その他当該工事に関して必要と認められる事項</p> <p>なお、特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要があるものにあつては、必要に応じ次の要件を追加することができる。</p> <p>⑤ 当該工事と同種の工事の施工実績</p> <p>⑥ 当該工事における配置予定技術者の工事経歴</p> <p>2～3 略</p> <p>第14条関係</p> <p>1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書<u>_____</u>を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（別記様式）<u>_____</u>を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3～4 略</p>

附 則

- この通知は、令和7年2月1日から施行する。
- この通知による改正後の秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用する。

入札参加にあたっての留意事項の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>1 技術者の適正配置について 建設業法に規定している次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 請負金額が <u>4,500万円</u> (建築一式の場合は <u>9,000万円</u>) 以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が <u>5,000万円</u> (建築一式の場合は <u>8,000万円</u>) 以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者 (監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。) を配置しなければならない。</p> <p>2 配置する技術者の資格について 一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) <u>4,500万円</u>以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士 (種別を「土木」とするものに限る。) 又は技術士 (技術士法による第二次次験のうち技術部門を建設部門、農業部門 (選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門 (選択科目を「水産土木」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門 (選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。) とするものに合格した者) とする。</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>4 建設産業における生産システム合理化指導要綱の遵守等について 「建設産業における生産システム合理化要綱 (平成4年2月20日付け監-1640)」を遵守するものとし、特に次の事項に留意してください。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払</p>	<p>1 技術者の適正配置について 建設業法に規定している次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 請負金額が <u>4,000万円</u> (建築一式の場合は <u>8,000万円</u>) 以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が <u>4,500万円</u> (建築一式の場合は <u>7,000万円</u>) 以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者 (監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。) を配置しなければならない。</p> <p>2 配置する技術者の資格について 一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) <u>4,000万円</u>以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士 (種別を「土木」とするものに限る。) 又は技術士 (技術士法による第二次次験のうち技術部門を建設部門、農業部門 (選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門 (選択科目を「水産土木」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門 (選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。) とするものに合格した者) とする。</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>4 建設産業における生産システム合理化指導要綱の遵守等について 「建設産業における生産システム合理化要綱 (平成4年2月20日付け監-1640)」を遵守するものとし、特に次の事項に留意してください。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払</p>

いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となったことに加え、令和6年4月から建設業の時間外労働規制が適用となったので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保には十分留意すること。

なお、県では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏期、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.8日／月を超える場合は、工期延長を求めることができることとしています。

いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となった

ので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保には十分留意すること。

なお、県では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏期、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.5日／月を超える場合は、工期延長を求めることができることとしています。

附 則

- 1 この通知は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第10条関係</p> <p>1 建設業法第26条第3項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事1件の請負金額が<u>4,500万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>9,000万円</u>）以上のものである。</p> <p>2 同条第2項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が<u>5,000万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>8,000万円</u>）以上となる工事である。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 「監理技術者補佐」とは、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、建設業法施行令第29条の基準を充足する技術者であり、監理技術者補佐を工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の専任義務が緩和されることとなる。</p> <p>6 略</p> <p>第47条関係</p> <p style="text-decoration: underline;">削除</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第10条関係</p> <p>1 建設業法第26条第3項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事1件の請負金額が<u>4,000万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>8,000万円</u>）以上のものである。</p> <p>2 同条第2項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,500万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>7,000万円</u>）以上となる工事である。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 「監理技術者補佐」とは、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、建設業法施行令第28条の基準を充足する技術者であり、監理技術者補佐を工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の専任義務が緩和されることとなる。</p> <p>6 略</p> <p>第47条関係</p> <p style="text-decoration: underline;">第4条において請負金額の10分の3を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合担保特約付き）を付させた場合において、第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対し、他の建設業者を選定し、工事完成させるよう請求することができるものであること。</p>

附 則

この運用基準は、令和7年2月1日から施行する。

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>1 監理技術者等の設置</p> <p>建設工事を施工する場合は、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならず、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。</p> <p>ただし、余裕期間（余裕期間設定工事実施要綱（平成29年2月17日建政-1488）第2条第1号に規定する余裕期間をいう。）においては、監理技術者等を設置することを要しない。</p> <p>2 監理技術者等の専任の考え方</p> <p>一件の請負代金の額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>9,000万円</u>）以上の建設工事については、監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。</p> <p>1) 元請工事</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。</p> <p>ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も専任は不要）</p> <p>なお、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。</p> <p>この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が<u>4,500万円</u>（建築一式の場合は<u>9,000万円</u>）未満のもの、又は専任を要さない建設工事である。</p> <p>また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がそれらの製作を一括して管理することができる。</p> <p>2)～3) 略</p>	<p>1 監理技術者等の設置</p> <p>建設工事を施工する場合は、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならず、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。</p> <p>ただし、余裕期間（余裕期間設定工事実施要綱（平成29年2月17日建政-1488）第2条第1号に規定する余裕期間をいう。）においては、監理技術者等を設置することを要しない。</p> <p>2 監理技術者等の専任の考え方</p> <p>一件の請負代金の額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上の建設工事については、監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。</p> <p>1) 元請工事</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。</p> <p>ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も専任は不要）</p> <p>ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。</p> <p>この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が<u>4,000万円</u>（建築一式の場合は<u>8,000万円</u>）未満のもの、又は専任を要さない建設工事である。</p> <p>また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がそれらの製作を一括して管理することができる。</p> <p>2)～3) 略</p>

6 監理技術者等の途中交代

- 1) ～ 2) 略
- 3) 削除

7 営業所技術者等と監理技術者等との関係

次に掲げる建設工事について要件を満たす場合は、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）と主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる。

ただし、1) ～ 3) の併用はできない。

- 1) ～ 2) 略

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1) の要件を全て満たすこと。

なお、上記2) ～ 3) の建設工事の請負額は4, 500万円（建築一式工事の場合は9, 000万円）未満の工事に限るものとする。

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者に対し、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

9 共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

6 監理技術者等の途中交代

- 1) ～ 2) 略
- 3) 監理技術者等の施工経験について

監理技術者等の途中交代がなされた場合の施工経験は、当該工事に従事した期間の最も長い技術者のみを専任技術者の施工経験として認めるものとする。

ただし、2年以上監理技術者等として当該工事に従事した場合は監理技術者等の施工経験として認めるものとする。

7 営業所技術者等と監理技術者等との関係

次に掲げる建設工事について要件を満たす場合は、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）と主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる。

ただし、1) ～ 3) の併用はできない。

- 1) ～ 2) 略

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1) の要件を全て満たすこと。

なお、上記2) ～ 3) の建設工事の請負額は4, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）未満の工事に限るものとする。

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が4, 500万円（建築一式工事の場合は7, 000万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者に対し、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

9 共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が4, 500万円（建築一式工事の場合は7, 000万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

この場合、これら複数の工事に係る下請契約の請負代金の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数の工事に係る請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

なお、上記ただし書を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、建設業法第26条第3項ただし書又は建設業法施行令第27条第2項による兼務と併用することができる。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

この場合、これら複数の工事に係る下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数の工事に係る請負代金の合計額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

なお、上記ただし書を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、建設業法第26条第3項ただし書又は建設業法施行令第27条第2項による兼務と併用することができる。

附 則

この通知は、令和7年2月1日から施行する。

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(専任配置の主任技術者の兼務)</p> <p>第3条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の主任技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。</p> <p>(1) 請負対応額が1億円以上である県工事及び下請総額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上と見込まれる県工事</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(現場代理人の兼務)</p> <p>第5条 県工事の発注者は、請負対応額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>9,000万円</u>）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。</p> <p>2 前項に規定する他工事は、予定価格が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>9,000万円</u>）未満の工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(専任配置の主任技術者の兼務)</p> <p>第3条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の主任技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。</p> <p>(1) 請負対応額が1億円以上である県工事及び下請総額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上と見込まれる県工事</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(現場代理人の兼務)</p> <p>第5条 県工事の発注者は、請負対応額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。</p> <p>2 前項に規定する他工事は、予定価格が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）未満の工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

建設産業における生産システム合理化指導要綱についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第5 適正な施工体制の確立</p> <p>(1) 施工体制の把握</p> <p>建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 施工体制台帳</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあつては<u>8,000万円</u>以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては<u>5,000万円</u>以上となるときは、施工体制台帳（様式1又はこれに準拠するもの）及び作業員名簿（様式1-2又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。</p> <p>なお、情報通信技術（建設キャリアアップシステムその他適切なシステム等）を利用する方法により、発注者が施工体制台帳の記載事項を確認することができる場合は発注者への写しの提出は不要である。</p> <p>また、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第5 適正な施工体制の確立</p> <p>(1) 施工体制の把握</p> <p>建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 施工体制台帳</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては<u>4,500万円</u>以上となるときは、施工体制台帳（様式1又はこれに準拠するもの）及び作業員名簿（様式1-2又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。</p> <p>なお、情報通信技術（建設キャリアアップシステムその他適切なシステム等）を利用する方法により、発注者が施工体制台帳の記載事項を確認することができる場合は発注者への写しの提出は不要である。</p> <p>また、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

- この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- この要綱による改正後の建設産業における生産システム合理化指導要綱の規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

【様式2の記載上の留意事項】

様式2-(1)関係 (記載例参照)

- 「契約公表番号」欄には、所属コード番号、年度番号及び公表番号(連番、5桁)を記載すること(別紙様式2-(2)及び(3)において同じ。)
(記載例) 秋田港湾事務所における平成20年度の公表する契約5件目の場合

契約公表番号	10712-20-00005
--------	----------------
- 「工事・委託概要(当初)」欄及び「着工時期完成時期(当初)」欄には、当初の契約における工事・委託の概要及び着工時期・完成時期を記載すること。
- 「入札参加資格確認申請者」欄には、入札参加資格確認申請業者の商号等を、「入札参加申込(指名・随契見積徴取)業者」欄には、条件付き一般競争入札にあっては入札参加申込業者の商号等を、指名競争入札にあっては指名した業者の商号等を、随契契約にあっては見積書を徴取した業者の名称等をそれぞれ記入すること。
なお、経営事項審査の点数を入札参加の要件等としていない場合は、これを記載する必要はないこと。
- 「入札参加要件充足状況」欄には、一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては入札公告で示した入札参加者に必要な要件を、指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由を簡潔に記載するとともに、各業者(条件付き一般競争入札において入札参加資格の確認を行っていない者を除く)毎に当該要件等の該当の有無を○×で表すこと。
- 「入札参加資格の有無」欄には、それぞれの入札参加要件又は指名理由の充足(該当)状況から判断された最終的な入札参加資格の有無を、○×で表すこと(条件付き一般競争入札において入札参加資格の確認を行っていない場合を除く。)
- 「入札参加」欄には、確認・指名通知をした業者について、実際の入札参加の有無○×で表すこと。
- 「低入札調査基準価格(消費税抜き)円」欄には、低入札制度適用工事の場合に記入すること。
- 「失格判断基準」欄には、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合に記入すること。
なお、「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載をする必要はないこと。
- 総合評価落札方式にあっては、「価格以外の評価点①」欄には、各評価項目の評価点の合計を、「価格評価点②」欄には、入札公告で示した算出式により算出した評価点をそれぞれ記入すること。
なお、企業実績評価型における「価格以外の評価点①」は、開札後に落札候補者となった者以外はその者による自己評価点を記入すること。(入札者が1者の場合は自己評価点を記入。)
- 「摘要」欄には、「落札」、「失格」、「辞退」、「くじ」等をその状況に応じ記入すること。
- 「低入札価格調査対象者・備考」欄には、当該調査の対象となった者について○をすること。失格判断基準価格を下回る以外の理由により、失格となった場合には、その理由を記入すること。
- 随契契約の場合においても、見積書を徴取した業者について、上記に準じて記載すること。ただし、様式2-(3)において随契契約に付した理由が記載されることになるため、「入札参加要件充足状況(指名理由)」欄は記載する必要はないこと。
- 「予定価格に占める法定福利費概算額 円」欄は、以後の発注において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に記入すること。

様式2-(2)関係

秋田県低入札価格調査取扱要綱(平成9年8月8日付け監-1397)に基づく低入札価格調査の結果の概要を記載すること。

様式2-(3)関係 (記載例参照)

- 当初契約及び変更契約の概要並びに随契契約の理由を記載すること。
- 「変更契約の理由」欄には、契約変更の理由を簡潔に記載すること。ただし、「精算による」という記載は、変更契約理由の記載としては適当ではないこと。
- 契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、閲覧資料として差し替えること。

【様式2の記載上の留意事項】

様式2-(1)関係 (記載例参照)

- 「契約公表番号」欄には、所属コード番号、年度番号及び公表番号(連番、5桁)を記載すること(別紙様式2-(2)及び(3)において同じ。)
(記載例) 秋田港湾事務所における平成20年度の公表する契約5件目の場合

契約公表番号	10712-20-00005
--------	----------------
- 「工事・委託概要(当初)」欄及び「着工時期完成時期(当初)」欄には、当初の契約における工事・委託の概要及び着工時期・完成時期を記載すること。
- 「入札参加資格確認申請者」欄には、入札参加資格確認申請業者の商号等を、「入札参加申込(指名・随契見積徴取)業者」欄には、条件付き一般競争入札にあっては入札参加申込業者の商号等を、指名競争入札にあっては指名した業者の商号等を、随契契約にあっては見積書を徴取した業者の名称等をそれぞれ記入すること。
なお、経営事項審査の点数を入札参加の要件等としていない場合は、これを記載する必要はないこと。
- 「入札参加要件充足状況」欄には、一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては入札公告で示した入札参加者に必要な要件を、指名競争入札にあっては当該業者を指名した理由を簡潔に記載するとともに、各業者(条件付き一般競争入札において入札参加資格の確認を行っていない者を除く)毎に当該要件等の該当の有無を○×で表すこと。
- 「入札参加資格の有無」欄には、それぞれの入札参加要件又は指名理由の充足(該当)状況から判断された最終的な入札参加資格の有無を、○×で表すこと(条件付き一般競争入札において入札参加資格の確認を行っていない場合を除く。)
- 「入札参加」欄には、確認・指名通知をした業者について、実際の入札参加の有無○×で表すこと。
- 「低入札調査基準価格(消費税抜き)円」欄には、低入札制度適用工事の場合に記入すること。
- 「失格判断基準」欄には、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合に記入すること。
なお、「失格判断基準価格」で低入札調査を終了した場合は、「簡易調査①・簡易調査②」の記載をする必要はないこと。
- 総合評価落札方式にあっては、「価格以外の評価点①」欄には、各評価項目の評価点の合計を、「価格評価点②」欄には、入札公告で示した算出式により算出した評価点をそれぞれ記入すること。
なお、簡易型実績確認タイプにおける「価格以外の評価点①」は、開札後に落札候補者となった者以外はその者による自己評価点を記入すること。(入札者が1者の場合は自己評価点を記入。)
- 「摘要」欄には、「落札」、「失格」、「辞退」、「くじ」等をその状況に応じ記入すること。
- 「低入札価格調査対象者・備考」欄には、当該調査の対象となった者について○をすること。失格判断基準価格を下回る以外の理由により、失格となった場合には、その理由を記入すること。
- 随契契約の場合においても、見積書を徴取した業者について、上記に準じて記載すること。ただし、様式2-(3)において随契契約に付した理由が記載されることになるため、「入札参加要件充足状況(指名理由)」欄は記載する必要はないこと。
- 「予定価格に占める法定福利費概算額 円」欄は、以後の発注において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に記入すること。

様式2-(2)関係

秋田県低入札価格調査取扱要綱(平成9年8月8日付け監-1397)に基づく低入札価格調査の結果の概要を記載すること。

様式2-(3)関係 (記載例参照)

- 当初契約及び変更契約の概要並びに随契契約の理由を記載すること。
- 「変更契約の理由」欄には、契約変更の理由を簡潔に記載すること。ただし、「精算による」という記載は、変更契約理由の記載としては適当ではないこと。
- 契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、閲覧資料として差し替えること。

契約公表番号 00000-03-00000

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等（総合評価項目内訳）

公表(入札等執行)課所 ○○事務所 公表日 令和3年12月5日

Table with 10 columns: 工事・委託場所, 工事・委託名称, 工事・委託種別, 一般土木, 工事・委託概要(当初), 施工延長, 総合評価落札方式, 企業実績評価型, 着工時期完成時期(当初), 3.12.8, 4.3.31, 入札契約方式, 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

新

Main evaluation table for 'New' section with columns for 整理番号, 商号・名称, 企業の実績, ISO, 技術者の実績, etc., and rows for companies A through L.

(注) 評価項目内の点数は基準配点であり、企業実績評価型における各業者の評価点は、落札候補者については審査後の評価点（入札者が1者の場合は自己評価点）、それ以外の業者については自己評価点を記載しています。

契約公表番号 00000-03-00000

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等（総合評価項目内訳）

公表(入札等執行)課所 ○○事務所 公表日 令和3年12月5日

Table with 10 columns: 工事・委託場所, 工事・委託名称, 工事・委託種別, 一般土木, 工事・委託概要(当初), 施工延長, 総合評価落札方式, 簡易型実績確認タイプ, 着工時期完成時期(当初), 3.12.8, 4.3.31, 入札契約方式, 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

旧

Main evaluation table for 'Old' section with columns for 整理番号, 商号・名称, 企業の実績, ISO, 技術者の実績, etc., and rows for companies A through L.

(注) 評価項目内の点数は基準配点であり、各業者の評価点は、簡易型実績確認タイプについては、落札候補者については審査後の評価点（入札者が1者の場合は自己評価点）、それ以外の業者については自己評価点を記載しています。

建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(参考2)</p> <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号)</p> <p>(発注関係事務の運用に関する指針)</p> <p>第二十四<u>条</u> 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。</p> <p>発注関係事務の運用に関する指針 (平成27年1月30日)</p> <p>II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項</p> <p>1 工事</p> <p>1-2 工事入札契約段階 (公正性・透明性の確保、不正行為の排除) (略)</p> <p>入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(以下「入契法」という。)第2章及び同法第18条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に評価の結果を公表する。 (略)</p>	<p>(参考2)</p> <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号)</p> <p>(発注関係事務の運用に関する指針)</p> <p>第二十二<u>条</u> 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。</p> <p>発注関係事務の運用に関する指針 (平成27年1月30日)</p> <p>II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項</p> <p>1 工事</p> <p>1-2 工事入札契約段階 (公正性・透明性の確保、不正行為の排除) (略)</p> <p>入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(以下「入契法」という。)第2章及び同法第17条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に評価の結果を公表する。 (略)</p>

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。